

令和元年度

健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

尾道市監査委員

尾 監 査 第 2 4 号
令和2年8月17日

尾道市長 平 谷 祐 宏 様

尾道市監査委員 今 岡 寛 信
同 高 橋 和 司
同 卷 幡 伸 一

令和元年度尾道市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、次のとおり意見書を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	2
2	資金不足比率の状況	11
3	むすび	13

(注)

- 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示している。
- 2 比率「%」は、表示単位未満を四捨五入している。
- 3 文中のポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 4 各表中の符号等の用法は次のとおりである。
「△」は負数又は減数、「－」は該当数値がないもの又は比較不能なもの

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和元年度決算に基づく健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和元年度決算に基づく資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月20日から同年8月11日まで

第3 審査の方法

この審査は、市長から送付された令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して適正であると認めた。

審査の内容は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

令和元年度決算に基づく健全化判断比率は、次のとおりであり、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っている。

(単位:%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増 減	早期健全化 基準	財政再生 基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.61	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.61	30.00
実質公債費比率	6.4	6.4	0.0	25.0	35.0
将来負担比率	34.5	34.7	△ 0.2	350.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示している。

(1) 実質赤字比率について

この比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質収支は 3 億 3,208 万 9 千円の黒字であり、実質赤字額がないため実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額は、次のとおりである。特別会計については、一般会計より繰入を行い収支均衡となるため、会計相互間の重複額を控除した純計後の額による比較とした。

(単位:千円、%)

会 計 名	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一 般 会 計	356,420	222,320	134,100	60.32
港 湾 事 業 特 別 会 計	26,119	22,649	3,470	15.32
夜間救急診療所事業特別会計	△ 50,450	△ 49,286	△ 1,164	△2.36
合 計	332,089	195,683	136,406	69.71
標 準 財 政 規 模	34,988,448	34,958,257	30,191	0.09
参 考 比 率	△ 0.94	△ 0.55	△ 0.39	

参考として、実質収支額(黒字額)を標準財政規模で除した計算上の比率は、△0.94%であり、前年度の△0.55%に比べ 0.39 ポイント改善している。

[標準財政規模]

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
標 準 税 収 入 額 等	20,177,248	20,333,779	△ 156,531	△ 0.77
普 通 交 付 税 額	13,155,524	12,585,408	570,116	4.53
臨時財政対策債発行可能額	1,655,676	2,039,070	△ 383,394	△ 18.80
合 計	34,988,448	34,958,257	30,191	0.09

標準財政規模は 349 億 8,844 万 8 千円で、前年度に比べ 3,019 万 1 千円 (0.09%) 増加している。これは、標準税収入額等及び臨時財政対策債発行可能額がそれぞれ減少したものの、普通交付税額が増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率について

この比率は、すべての会計の実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の本市の全会計の赤字額と黒字額を合算した連結実質収支額等は 84 億 6,231 万円の黒字であり、連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額（一般会計との繰入・繰出額を含む）は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
一 般 会 計	313,140	181,342	131,798	72.68
港 湾 事 業 特 別 会 計	18,949	14,341	4,608	32.13
夜間救急診療所事業特別会計	0	0	0	-
国民健康保険事業特別会計	125,628	44,978	80,650	179.31
駐 車 場 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	204,759	164,138	40,621	24.75
後期高齢者医療事業特別会計	48,393	48,514	△ 121	△ 0.25
水 道 事 業 会 計	2,992,839	3,084,117	△ 91,278	△ 2.96
下 水 道 事 業 会 計	116,206	-	116,206	皆増
病 院 事 業 会 計	4,642,396	4,873,787	△ 231,391	△ 4.75
千光寺山索道事業特別会計	0	0	0	-
公共下水道事業特別会計	-	30,752	△ 30,752	皆減
漁業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	12,307	△ 12,307	皆減
農業集落排水事業特別会計	0	0	0	-
渡 船 事 業 特 別 会 計	0	0	0	-
合 計	8,462,310	8,454,276	8,034	0.10
標 準 財 政 規 模	34,988,448	34,958,257	30,191	0.09
参 考 比 率	△ 24.18	△ 24.18	0.00	

参考として、連結実質収支額等（黒字額）を標準財政規模で除した計算上の比率は、

前年度と同様の△24.18%である。

連結実質収支額等の合計は84億6,231万円で、前年度に比べ803万4千円(0.1%)の増加となっている。これは、病院事業会計及び水道事業会計の資金剰余額並びに後期高齢者医療事業特別会計の実質収支の黒字額が減少したものの、一般会計及び上記の特別会計を除く各特別会計の黒字額並びに下水道事業会計の資金剰余額が増加したためである。

なお、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計は、令和元年度から地方公営企業法の適用を受け、下水道事業会計へ移行している。

(3) 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成29年度から令和元年度の3か年平均が令和元年度の比率となる。

まず、単年度の実質公債費比率は6.5%で、前年度に比べ0.4ポイント悪化している。これは、算定式において、元利償還金の増加が、マイナス要因となる特定財源と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増減額よりも上回ったことにより分子が増加したことに対し、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加により分母が減少したためである。

また、当年度の実質公債費比率となる3か年の平均比率は前年度と同じ6.4%で、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
A 元 利 償 還 金	7,179,508	6,858,226	321,282	4.68
B 準 元 利 償 還 金	1,110,609	1,175,452	△ 64,843	△ 5.52
C 特 定 財 源	1,037,731	1,221,361	△ 183,630	△15.03
D 元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	5,338,245	4,985,495	352,750	7.08
E 標 準 財 政 規 模	34,988,448	34,958,257	30,191	0.09
実質公債費比率(3か年平均)	6.4	6.4	0.0	
実質公債費比率(単年度) {(A+B)-(C+D)} / (E-D)	6.5	6.1	0.4	

※B 準元利償還金は、一時借入金利子5万8千円を含む。

(ア) 元利償還金、準元利償還金

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
元 利 償 還 金 (一 般 会 計 等)	7,179,508	6,858,226	321,282	4.68
水 道 事 業 会 計	82,049	80,923	1,126	1.39
下 水 道 事 業 会 計	626,389	-	626,389	皆増
病 院 事 業 会 計	354,016	357,126	△ 3,110	△ 0.87
千光寺山索道事業特別会計	10,701	30,741	△ 20,040	△ 65.19
公共下水道事業特別会計	-	583,088	△ 583,088	皆減

漁業集落排水事業特別会計	10,791	10,791	0	-
特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	85,958	△ 85,958	皆減
農業集落排水事業特別会計	23,998	23,998	0	-
渡船事業特別会計	2,607	2,827	△ 220	△ 7.78
一部事務組合	0	0	0	-
公債費に準ずる債務負担行為額	0	0	0	-
一時借入金利子	58	0	58	皆増
合計	8,290,117	8,033,678	256,439	3.19

元利償還金及び準元利償還金は、前年度に比べ2億5,643万9千円(3.19%)の増加となっている。これは、病院事業会計、下水道事業会計(公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計から引継いだ準元利償還金を含む)、千光寺山索道事業特別会計及び渡船事業特別会計において準元利償還金が減少したものの、一般会計の元利償還金及び水道事業会計の準元利償還金が増加したことによるものである。

(イ) 特定財源

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	-
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	7,439	10,574	△ 3,135	△ 29.65
公営住宅使用料	146,575	160,806	△ 14,231	△ 8.85
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	883,717	1,049,981	△ 166,264	△ 15.83
合計	1,037,731	1,221,361	△ 183,630	△ 15.03

特定財源は、前年度に比べ1億8,363万円(15.03%)の減少となっている。これは、貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金をはじめ、公営住宅使用料及び都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税がすべて減少したためである。

(ウ) 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	715,077	765,270	△ 50,193	△ 6.56
災害復旧費等に係る基準財政需要額	4,476,044	4,064,238	411,806	10.13
密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金	147,124	155,987	△ 8,863	△ 5.68
合 計	5,338,245	4,985,495	352,750	7.08

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は、前年度に比べ3億5,275万円(7.08%)の増加となっている。これは、事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費及び密度補正により基準財政需要額に算入された元利・準元利償還金がそれぞれ減少したものの、災害復旧費等に係る基準財政需要額が増加したためである。

(4) 将来負担比率について

この比率は、地方債残高や退職手当支給予定額に係る負担見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示すものである。

当年度の将来負担比率は 34.5%で前年度に比べ 0.2 ポイント改善しており、早期健全化基準 (350.0%) を下回った数字となっている。これは、算定式において、分子の構成要素である将来負担額が増加したものの、マイナス要因である充当可能財源等の増加がこれを上回ったため、分子が前年度に比べ減少、また分母の構成要素である標準財政規模の微増に対して、マイナス要因である元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額の増加があったものの、分子の減少幅の方が大きかったことによるものである。

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
A 将来負担額	100,431,213	97,277,112	3,154,101	3.24
B 充当可能財源等 (基金・特定歳入等)	90,176,046	86,859,992	3,316,054	3.82
計 (A - B)	10,255,167	10,417,120	△ 161,953	△ 1.55
C 標準財政規模	34,988,448	34,958,257	30,191	0.09
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	5,338,245	4,985,495	352,750	7.08
計 (C - D)	29,650,203	29,972,762	△ 322,559	△ 1.08
将来負担比率 (A - B) / (C - D)	34.5	34.7	△ 0.2	

(ア) 将来負担額

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
地方債の現在高	78,205,031	73,360,560	4,844,471	6.60
債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額	13,235,474	14,353,362	△ 1,117,888	△7.79

組合負担等見込額	0	0	0	-
退職手当負担見込額	8,990,708	9,563,190	△ 572,482	△ 5.99
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	-
連結実質赤字額	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	-
合計	100,431,213	97,277,112	3,154,101	3.24

将来負担額は1,004億3,121万3千円で、前年度に比べ31億5,410万1千円(3.24%)の増加となっている。これは、退職手当負担見込額及び公営企業債等繰入見込額が減少したものの、地方債の現在高が増加したためである。

(イ) 充当可能な財源

(単位:千円、%)

区 分	令和元年度	平成30年度	増減額	増減率
充当可能基金	13,851,493	15,174,132	△ 1,322,639	△ 8.72
充当可能特定歳入	12,434,255	12,111,881	322,374	2.66
(うち都市計画税)	11,411,098	11,013,755	397,343	3.61
基準財政需要額算入見込額	63,890,298	59,573,979	4,316,319	7.25
合計	90,176,046	86,859,992	3,316,054	3.82

充当可能な財源は901億7,604万6千円で、前年度に比べ33億1,605万4千円(3.82%)増加している。これは、充当可能基金が減少したものの、充当可能特定歳入及び地方交付税の算定に用いる基準財政需要額算入見込額が、それぞれ増加したためである。

2 資金不足比率の状況

この比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合を示すものである。すべての公営企業会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されない。

(単位:%)

会 計 名	令和元年度 資金不足比率	平成30年度 資金不足比率	増減	経営健全化 基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—		—	
病院事業会計	—	—	—	
千光寺山索道事業特別会計	—	—	—	
公共下水道事業特別会計		—	—	
漁業集落排水事業特別会計	—	—	—	
特定環境保全公共下水道事業特別会計		—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
渡船事業特別会計	—	—	—	

※ 資金不足比率については、算定した結果により資金不足額がないため「—」で表示している。

※ 公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計は、令和元年度から地方公営企業法の適用を受け、下水道事業会計へ移行している。

公営企業会計に属する7会計の内、資金剰余額を生じた会計は、水道事業会計29億9,283万9千円、下水道事業会計1億1,620万6千円、病院事業会計46億4,239万6千円である。下水道事業会計へ移行した公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計を除く4事業特別会計については、一般会計からの繰入金により収支均衡が図られているため資金不足額は生じていない。

公営企業会計ごとの資金剰余額及び事業の規模は、次のとおりである。

(単位:千円、%)

会 計 名		令和元年度	平成30年度	増減額	増減率	
法 適 用	水道事業会計	資金剰余額	2,992,839	3,084,117	△ 91,278	△ 2.96
		事業の規模	3,418,892	3,351,936	66,956	2.00
	下水道事業会計	資金剰余額	116,206	-	116,206	皆増
		事業の規模	628,660	-	628,660	皆増
	病院事業会計	資金剰余額	4,642,396	4,873,787	△ 231,391	△ 4.75
		事業の規模	11,654,296	11,809,382	△ 155,086	△ 1.31
法 非 適 用	千光寺山索道事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	29,782	20,000	9,782	48.91
	公共下水道事業 特別会計	資金剰余額	-	30,752	△ 30,752	皆減
		事業の規模	-	299,116	△ 299,116	皆減
	漁業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,886	2,889	△ 3	△ 0.10
	特定環境保全公共 下水道事業特別会計	資金剰余額	-	12,307	△ 12,307	皆減
		事業の規模	-	74,930	△ 74,930	皆減
	農業集落排水事業 特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	8,553	8,516	37	0.43
	渡船事業特別会計	資金剰余額	0	0	0	-
		事業の規模	2,956	3,151	△ 195	△ 6.19

※法適用企業である水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の資金剰余額は、流動資産から流動負債を控除した額である。

※事業の規模とは、営業収益から受託工事収益の額を控除した額である。

3 むすび

当年度の健全化判断比率の各比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため各比率は算定されていない。

一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率は6.4%で昨年度と同じだが、単年度ベースでは標準財政規模が微増したものの、元利償還金、災害復旧費等に係る基準財政需要額算入額がそれぞれ増加し、特定財源が減少したことにより前年度に比べ0.4ポイント悪化している。

また、一般会計等が将来負担すべき地方債等の実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率は34.5%で、地方債現在高は増加したものの、充当可能財源も増加したことなどにより前年度に比べ0.2ポイント改善している。

これらの比率は、財政健全化の取組の成果として、一貫して改善傾向にあったが、合併の総仕上げとしての大型建設事業が完成の時期を迎え、今後、一層厳しい状況が見込まれるため、引き続き、危機感を持って行財政運営に取り組まれない。

次に、資金不足比率については、当年度も、全ての会計において資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されていない。

一方、法適用事業については、一般会計からの負担金による財政支援が行われ、法非適用事業については、収支均衡を図るため、一般会計からの繰入金による財源補てんが行われている状況がある。

各会計においては、常に事業内容の見直し・効率化を図るとともに、収益の確保に努められたい。

なお、これらの比率は、あくまで、財政の「不健全度合い」を示す目安に過ぎず、国の示す基準をクリアすることは当然のこととした上で、引き続き、持続可能な行財政運営に向けた取組を進めるとともに、より健全で安定した経営基盤の構築に努められたい。